

地域主権一括法の公布に伴う条例の制定について

1 条例制定の背景

平成 23 年 5 月 2 日付けで地域主権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が公布され、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省令で定めることとされていた障害福祉サービス事業者等の指定基準について、市の条例で定めることとされた。

各自治体が条例を定めるにあたっては、事業所や施設に係る各基準について、

- ① 「従うべき基準」（省令で定める基準に従い定めるもの）
- ② 「標準」（省令で定める基準を標準として定めるもの）
- ③ 「参酌すべき基準」（省令で定める基準を参酌するもの）

の 3 区分が示されており、自治体はこれに応じてそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められている。

2 条例の基準となる省令

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」

（平成 23 年 10 月 7 日 厚生労働省令第 127 号）

3 制定すべき条例

- ① 青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- ② 青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- ③ 青森市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- ④ 青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- ⑤ 青森市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- ⑥ 青森市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- ⑦ 青森市指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例（仮称）

4 条例制定における 3 つの基準についての本市の考え方

① 従うべき基準

「従うべき基準」については、入所者や利用者へのサービス提供について、全国一律の基準として必ず適合しなければならず、省令と異なる基準を定めることは許容されないものであり、人員配置基準、居室面積等設備基準、人権に直結する運営基準等が該当する。これについては省令のとおりとする。

② 標準

「標準」については、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであるが、全国的見地から一定のサービス水準を維持するために、国がその「標準」を示したものであり、具体的には、生活介護、就労移行支援、施設入所支援、地域活動支援センター等、施設等の利用定員がこれに該当する。

こうした守るべき一定水準に対して、特段考慮しなければならない本市特有の事由は見当たらず、この水準を満たしている現状において特段不都合もないことから、省令どおりとするのが妥当と考える。

③ 参酌すべき基準

「参酌すべき基準」については、上記以外の事項を定める基準であるが、十分参酌した結果として、地域の実情に応じて内容を定めることが許容されているものである。

その主なものは、施設の構造設備、非常災害対策、衛生管理等、上記以外の設備及び運営に関する基準であり、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を適切に行うために必要なサービス水準を確保するためのものである。

これら参酌すべき基準については、省令と異なる基準を設定する必要があるほどの地域の実情が認められないことに加え、各施設の管理者等への意見聴取においても、現状のとおりとすることを求める声が大きかったことから、省令どおりとするのが妥当と考える。

資料3

平成24年5月1日
青森市健康福祉審議会
障害者福祉専門分科会

5 条例制定のスケジュール

平成24年度

- 5月1日 青森市健康福祉審議会障害者福祉専門分科会で各条例の骨子案を審議
- 5月下旬 青森市議会への骨子案の報告
- 6月 骨子案についての市民意見聴取（わたしの意見提案制度を活用）
- 7月下旬 青森市健康福祉審議会障害者福祉専門分科会で各条例案を審議
- 9月 第3回青森市議会定例会に各条例案を提案、審議・裁決
- 10月～ 周知期間

平成25年度

- 4月～ 各条例が施行